平成２４年（フ）第１７号
宮崎県日南市春日町８番11号
債務者　外林正一郎
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
宮崎県日南市春日町８番11号
債務者　外林　加代
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
盛岡市神子田町12番16号　コーポ青葉５号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1238番地40
債務者　小林　仁志
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９９号
盛岡市大館町13番22号
債務者　遠藤めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０６号
盛岡市上飯岡２地割51番地３　緑生園、旧住所盛岡市繋字舘市65番地　しあわせの郷
債務者　澤里　貴幸
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５４号
福島県郡山市片平町字柳作東17番地の30
債務者　富塚　雄介
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
山口県下関市彦島本村町６丁目13番11号
債務者　白石喜代美
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
福岡県飯塚市平塚179番地
債務者　松尾　康弘
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１０号
長崎県対馬市美津島町鶏知乙503番地112、前住所長崎県上県郡峰町大字三根１番地45
債務者　久保　良子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
大分県別府市大字北石垣1485番地の１
債務者　田中　保幸
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３号
富山県中新川郡立山町利田1808番地の13
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２４号
名古屋市北区志賀町５丁目11番地　市営東志賀荘２棟320号
債務者　井上美智子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３３号
名古屋市天白区福池１丁目244番地　シティ・ライフ福池207号
債務者　金村　里枝（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０号
鹿児島県鹿屋市笠之原町19番31号　リンクス笠之原３号棟
債務者　吉永　浩美（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
鹿児島県鹿屋市白水町466番地
債務者　垣内　澄子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
熊本市中央区国府２丁目２番２―401号
債務者　檜室　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１９４号
仙台市太白区中田７丁目25番16号　ロイヤルシティ石田Ａ203
債務者　田邉たゑ子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
仙台市泉区黒松２丁目26番５―35号
債務者　尾形　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係